

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
公布年月日・番号 令和4年3月17日・東京都規則第16号

1 概要

(1) 改正理由

コロナ禍による影響の継続などにより、令和2年度の暫定基準未達区域数は令和元年度に比べて3区域増加した。

また、テレワークの普及に伴うオフィスビル等の稼働状況や宿泊施設の運営状況など、地域冷暖房区域の需要家建物を取り巻く状況が変化している。

さらに、東京都環境審議会の分科会として設置された「カーボンハーフ実現に向けた条例改正の在り方検討会」等において、熱供給における再エネ利用など、脱炭素化に資する取組を評価する仕組み等の検討が行われている。

これらの状況を踏まえ、新たな制度の検討を今後の熱需要の状況も見極めながら引き続き行うこととし、暫定基準の適用期間を令和5年3月31日まで延長する。

(2) 改正内容

附則第2項に規定する暫定基準の適用期間の末日を「令和4年3月31日」から「令和5年3月31日」に改める。

2 施行日

令和4年3月17日

3 問合せ先

環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課
直通 03-5388-3488